

京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中西印刷株式会社
電話 (075) 441-3155

目 次

| 告 示 | ページ |
|-----------------------------------|-----|
| ○救急病院である旨の告示 (医療課) | 879 |
| ○保安林の指定予定の通知 (京都林務事務所、中丹広域振興局) | 〃 |

| 公 告 | |
|---|-----|
| ○大規模小売店舗立地法に基づく市町村の 意見の概要 (中小企業総合支援課) | 880 |

| | |
|--|-----|
| ○令和5年度京都府農業管理指導士養成研 修及び認定試験の実施 (農産課) | 880 |
| ○都市計画生産緑地地区の変更に係る図書 の写しの縦覧 (都市計画課) | 881 |

公 安 委 員 会

| | |
|-----------------|---|
| ○機械警備業務管理者講習の実施 | 〃 |
|-----------------|---|

告 示

京都府告示第611号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院である。

令和5年12月19日

京都府知事 西 脇 隆 俊

| 名 称 | 所 在 地 | 認 定 年 月 日 | 認 定 期 限 |
|-------------------|-----------|----------------|----------------|
| 医療法人社団一 心会都倉病院 | 宇治市宇治山本27 | 令 5. 12. 13 | 令 8. 12. 12 |

京都府告示第612号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和5年12月19日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 保安林予定森林の所在場所
京都市左京区鞍馬本町314、327、349、361、362、

376、379、385、420から423まで、425、427、429から432まで、766の1から766の4まで、767から772まで、772の1、777の1、777の2、778、779、780の1

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を京都府京都林務事務所治山課及び京都府農林水産部森の保全推進課において縦覧に供する。なお、京都市役所においてその関係書類を閲覧することができる。）

京都府告示第613号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和5年12月19日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 保安林予定森林の所在場所
 福知山市夜久野町直見小字深山口291（次の図に示す部分に限る。）、291の1、291の2・291の3・291の6（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、292の2、292の6、292の8から292の21まで、292の23から292の37まで

2 指定の目的
 土砂の流出の防備

3 指定施業要件
 (1) 立木の伐採の方法
 ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
 小字深山口291の1・292の6（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 ウ 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 次のとおりとする。
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府中丹広域振興局農林商工部森づくり振興課及び京都府農林水産部森の保全推進課において縦覧に供する。なお、福知山市役所においてその図面及び関係書類を閲覧することができる。）

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により長岡京市から聴取した意見の概要は、次のとおりである。

令和5年12月19日
 京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 バンビオ1番館、バンビオ2番館
 長岡京市神足2丁目1500番、1501番
- 2 届出者の名称及び住所
 株式会社平和堂
 彦根市西今町1番地
- 3 意見の対象となった届出及び届出日
 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更の届出
 令和5年7月11日
- 4 意見の概要
 特に意見を有しない。

- 5 縦覧場所
 京都府商工労働観光部中小企業総合支援課
- 6 縦覧期間
 令和5年12月19日から令和6年1月19日まで



令和5年度京都府農業管理指導士養成研修及び認定試験を次のとおり実施する。

令和5年12月19日
 京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 養成研修及び認定試験の日時
 - (1) 養成研修
 令和6年1月25日（木）
 午前9時30分から午後3時50分まで
 令和6年1月26日（金）
 午前9時30分から午後2時20分まで
 - (2) 認定試験
 令和6年1月26日（金）
 午後2時40分から午後3時40分まで
- 2 養成研修及び認定試験の場所
 キャンパスプラザ京都第4講義室、第5演習室
 京都市下京区西洞院通塩小路下る東塩小路町939
- 3 養成研修内容（計8科目）
 - (1) 農業一般
 - (2) 農業取締法
 - (3) 毒物及び劇物取締法
 - (4) 植物防疫一般
 - (5) 病虫害・雑草防除一般
 - (6) 農業の安全性評価及び各種基準
 - (7) 農業の安全使用及び危害防止
 - (8) 農業管理指導士の任務
- 4 受講及び受験の資格
 受講資格は、満18歳以上の者で、次のいずれかに該当するものとし、養成研修を修了した者に対して認定試験を実施する。
 - (1) 販売者又はその従業員
 販売者又はその従業員にあっては、現に農業の販売業務に従事しており、勤務する事業所の所在地（以下「勤務地」という。）が府内にある者
 - (2) 防除業者又はその従業員
 防除業者（ゴルフ場関係者や直売所構成員で指導的立場にある者、農業者等）又はその従業員にあっては、現に防除業務に従事しており、勤務地が府内にある者。ただし、農業者にあっては実務経験が2年以上ある者に限る。
 - (3) 防除指導員又は農業安全コンサルタントの資格を有する者

(4) その他知事が特に認める者

5 受講及び受験の手續

(1) 提出書類

ア 4の(1)、(2)又は(4)に該当する者

(ア) 養成研修受講申請書

(イ) 写真（提出前6箇月以内に正面上半身・無帽で撮影した縦4センチメートル、横3センチメートルのもので、裏面に氏名を記載したもの）

イ 4の(3)に該当する者

(ア) 養成研修（特認）受講申請書

(イ) 写真（提出前6箇月以内に正面上半身・無帽で撮影した縦4センチメートル、横3センチメートルのもので、裏面に氏名を記載したもの）

(ウ) 防除指導員又は農業安全コンサルタントの登録認定証の写し

(2) 受付期間

令和5年12月15日（金）から令和6年1月15日（月）まで（日曜日、土曜日、祝日、令和5年12月29日、令和6年1月2日及び令和6年1月3日を除く。）の午前9時から午後5時まで

※郵送の場合は、令和6年1月15日（月）必着

(3) 提出先及び問合せ先

京都府農林水産部農産課環境にやさしい農業推進係

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

電話（075）414-4959



京都市から京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、京都府建設交通部都市計画課において縦覧に供する。

令和5年12月19日
京都府知事 西 脇 隆 俊

公 安 委 員 会

京都府公安委員会告示第193号

警備業法（昭和47年法律第117号）第42条第2項第1号の規定による機械警備業務管理者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

令和5年12月19日
京都府公安委員会
委員長 増 田 壽 幸

1 講習実施期間
令和6年2月13日（火）から令和6年2月16日（金）まで（実施時間は、午前9時15分から午後5時までとする。）の4日間

2 講習場所
京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78番地 京都経済センター

3 講習定員
15人

4 受講申込みの手續

(1) 事前申込み
講習を受けようとする者は、機械警備業務管理者講習受講申込書（以下「受講申込書」という。）を提出する前に、次により電話で事前申込みを行うこと。

なお、事前申込者の数が定員を超えなかった場合は、その全員を受講者とし、事前申込者の数が定員を超えた場合は、抽選により受講者を決定する。

ア 受付期間
令和6年1月18日（木）及び令和6年1月19日（金）（受付時間は、午後1時から午後5時までとする。）とする。

イ 申込先等

(ア) 申込先
京都府警察本部生活安全部生活安全企画課許可等事務審査室（受付専用電話（075）451-9125）

なお、受付専用電話以外での受付は、一切行わない。

(イ) 申出事項
申込みに際しては、次の事項を申し出ること。

a 事前申込者の氏名及び所属警備業者の営業所の名称

b 連絡先電話番号

c 受講申込書を提出する警察署（京都府内の警察署に限る。）の名称

ウ 受講者決定の通知
受講者に決定した者に対する通知は、令和6年1月22日（月）午後5時までに、電話により行う。

(2) 受講申込書の提出
受講者に決定した者は、次により受講申込書を提出すること。

ア 提出期間
令和6年1月31日（水）から令和6年2月2日（金）まで（提出時間は、午前9時から午後3時30分までとする。）とする。

イ 提出書類

(ア) 受講申込書（受講申込書提出の前日6箇月以内に撮影した無帽・無背景の顔写真を貼付した

もの) 1通

(イ) 代理人が受講申込書を提出する場合にあっては、受講者本人の委任状 1通

ウ 提出先

受講希望の際に提出先として申し出た警察署の生活安全課(係)

エ 提出方法

受講者に決定した者又はその代理人の持参によることとし、郵送等による提出は認めない。

5 受講手数料

受講手数料(39,000円)は、受講申込書の提出時に納付すること。

なお、納付された受講手数料は返還しない。

6 講習の委託先の名称及び所在地

一般社団法人京都府警備業協会

京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78番地 京都経済センター4階

7 問合せ先

京都府警察本部生活安全部生活安全企画課許可等事務審査室(電話(075)451-9111(代表)内線3033)